

地方独立行政法人府中市病院機構の第3期中期目標期間の終了時の検討について

1 検討の理由

地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）の第3期中期目標期間（令和2年4月1日から令和6年3月31日まで）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価を行ったことから、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、病院機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うものである。

2 検討の結果

前述した評価の詳細は「地方独立行政法人府中市病院機構第3期中期目標期間の業務実績（見込）に関する評価」を参照されたい。

両病院の役割や医療機能は、それぞれの診療圏域において必要なものであり、第3期中期計画に定める取組は概ね順調に推進している、と市では評価しているが、一方で病院の財務状況は非常に厳しい状況にあると言わざるを得ず、市民の安心・安全な日常生活を守るためにも、病院機構の経営改善の進捗を注視している。このため、医療人材の確保をはじめとした両病院の医療機能の確保や、患者サービスの向上や積極的な情報発信を通じた「市民から選ばれる病院づくり」に全力で取り組むとともに、具体的な取組とその目標を定めて収益の増加と費用の削減に努め、必ず経常収支の黒字化を達成するよう、先般、第4期中期目標を定めて病院機構に対し指示したところである。

この指示に対する適切な対応を今後期待し、法の規定に基づく、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止等の措置は講じないものとする。

【地方独立行政法人法（一部抜粋）】

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。